

農業者や地域のみなさんへ

令和7年4月1日から 利用権が中間管理に一本化されます

所有している農地を、農業経営基盤強化促進法にもとづいて耕作者へ貸借する場合、市へ申出(利用権設定)する必要がありましたが、このたび法改正により「農用地利用集積計画」(利用権)が農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が定める「農用地利用集積等促進計画」に一本化されます。

今まで

上尾市

農用地利用
集積計画
(利用権)

農地中間管理
機構による
農用地利用
配分計画

統合

令和7年4月より

農地中間管理機構による
農用地利用集積等促進計画

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業は、耕作者等に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。運営する埼玉県農林公社は県が設置する公的機関です。

出し手(農地所有者)のメリット

- 契約に基づいた賃料が中間管理機構から確実に入る。
- 契約期間満了後には農地は確実に戻ってくる。

受け手(耕作者)のメリット

- 賃料の支払いが農地中間管理機構へ一本化される。

市町村の利用集積計画(利用権)の新規・更新受付は令和7年2月受付分までです

- ※1 上記期限までに設定した利用権は、設定期間満了まで有効です。
- ※2 既に利用権設定されている農地についても設定期間満了まで有効です。

令和7年3月受付分から、すべて中間管理事業に移行します。

その他

- (1) 中間管理機構を通じた権利設定は申出から決定までに約3か月ほどかかります。余裕をもって申し出ください。
- (2) 今後、満期を迎える利用権設定している農地について、中間管理への更新に必要な書類は市から送付します。
- (3) **令和7年3月以降、新規の利用権の設定はできません。**市町村の利用権の形で申出された場合は、書類作成をやり直していただく場合があります。
- (4) 中間管理に移行した場合、今まで物納で賃貸借設定をしていたものは「使用貸借」での届け出となります。※使用貸借であっても、借りた農地で収穫された農産物を謝礼で渡すなど、個人間のやりとりは可能です。
- (5) 地域の話し合いを経て地域計画が作成された区域は、上記期限に関わらず中間管理機構を通じた貸借のみとなります。
- (6) 農地法3条または市街化区域の農地の権利取得をする場合は、この中間管理事業の手続きは必要ありません。

手続をせず、農地を貸し借りしてはいませんか？

市町村または農業委員会への手続をしない農地の賃貸借契約は無効です。長年にわたって農地の貸し借りが行われ、当事者間でトラブルになった場合、民法第163条により賃借権が借り手に時効取得される場合があります。農地の貸し借りは、必ず手続をしてください。

手続き等に関する問い合わせ：上尾市農政課 048-775-7384
農地中間管理機構(埼玉県農林公社)：048-558-3555